

横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部改正について（改正案概要）

1 改正の趣旨

ひとり親家庭等医療費助成事業では18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を「児童」としており、助成の対象としていますが、20歳未満で規則で定める学校に在学している者もまた、「児童」として助成を行っています。

規則で定める学校には学校教育法第1条に規定する高等学校や特別支援学校の高等部等が定められていますが、学校教育法第1条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部又はこれらに準ずるもの（以下「中学校等」という。）については規定がないため、追記します。

また、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）の一部支給に係る所得制限限度額が引き上げられる予定であることを受け、当該要件と同基準の所得限度額を設けている横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則（平成4年3月横浜市規則第13号）の見直しを行うものです。

2 改正の概要

(1) 施行規則第4条について

条例第2条第1項に規定する規則で定める学校に学校教育法第1条に規定する中学校等を加えるように改正します。

(2) 別表第3について

本市のひとり親家庭等医療費助成事業の実施に当たっては、児童扶養手当法施行令の一部支給に係る所得制限限度額（法第二条の四）と同基準の所得限度額を設けており、この政令が令和6年度に改正予定であることから、同額の所得限度額となるよう、改正します。

3 御不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市健康福祉局医療援助課 ひとり親家庭等医療費助成担当 あて

電子メール：kf-fukusiiryo@city.yokohama.jp

電話番号：045-671-4115

FAX番号：045-664-0403

4 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって適切に取り扱います。